

## 3. 大都市圏整備計画制度

### 3-1 大都市圏整備計画制度の沿革

#### 1. 首都圏整備計画制度の沿革

##### (1) 首都建設法（昭和25年法律第219号）の制定

現在の首都圏整備計画制度が確立されるまでには、数十年にわたる歴史的積み重ねが行われてきている。まず、その土台となったのは、戦災復興期の昭和25年に制定された首都建設法である。

当時の東京は第2次世界大戦による徹底的な破壊からの復興に全力を投じていたが、一地方公共団体である東京都のみでなく、国家的な計画機関による強力な計画と財政措置が要請されていた。このような状況下で、東京都を新しく我が国の首都として十分にその政治・経済・文化等についての機能を発揮し得よう計画し、建設することを目的とした首都建設法が制定され、その推進のため、総理府の外局として首都建設委員会が設けられることになった。

しかし、首都建設法が実際に施行されると、この法律が対象地域を東京都のみに限定したことの問題点が明らかになった。戦後の急速な経済復興に伴う首都への人口、産業の集中とこれに伴う環境の悪化が著しくなり、単に東京都の区域内の重要施設を計画的に整備するのみでは不十分で、周辺に積極的に工業都市、又は住居都市を発展せしめると共に既成市街地の近郊に緑地地帯を整備する政策の必要性が痛感されたのである。

##### (2) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）の制定

以上のような観点から、昭和31年4月に成立した首都圏整備法は、衛星都市の育成発展等の措置をとり、首都への産業及び人口の過度の集中を防ぐとともに、交通施設、住宅その他首都における重要な施設の整備を促進することを目的とするもので、東京都及びその周辺の地域を一体とした広域にわたる区域について総合的な都市建設を推進し、我が国の政治・経済・文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ろうとするものであった。また、広域にわたる総合的な計画を策定し、これに基づく事業の調整及び推進を強力に行うため、首都建設委員会に替わり、事業の調整を行う権限を有する首都圏整備委員会が設けられた。

当時の首都圏整備法による首都圏の整備の方針は、東京都の区域及びこれと社会的・経済的に密接な関連を有する周辺の地域を一体とした広域にわたる区域を対象とし、これを三つの大きな地域、すなわち既成市街地、近郊地帯及び周辺地域に分けて、各々整備を進めていくことであった。

まず、東京都の区域及びその周辺の地域、すなわち首都圏の範囲は、昭和32年12月の政令により、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県全域と、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の一部の地域と定められた。これは、東京の都心を中心として半径約100kmをもって画かれた範囲にあたる。

また、既成市街地は、形態的、機能的に首都圏の中心となる地域であり、東京都の特別区と武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市のうち一部を除く地域が指定された。

近郊地帯には、既成市街地の無秩序な膨張発展を抑制し、その健全な発展を図るため、その外周に緑地地帯（10km程度の幅をもったグリーンベルト）を設定する必要がある区域として指定することとしたものであった。しかし、区域内の市街化を永久に停止させることになると映ったため反対が強く、近郊地帯を指定する政令を制定することができなかつたので、昭和40年の首都圏整備法の改正で区域制度の変更が行われた。

さらに、当時の首都圏整備法では、既成市街地の周辺地域内の区域を市街地開発区域として指定し、工業都市又は住居都市として発展させる構想と、既成市街地内の区域を工業等制限区域として指定し、大規模な工場その他の人口の増大をもたらす原因となる施設の新設又は増設を制限する構想があった。これらの構想は、その後、各々の法律が制定されて実現した。

一方、首都圏整備法に基づく首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画という体系がとられた。基本計画は、首都圏内の人口規模、土地利用等の首都圏整備の基本となる事項に関する計画であり、昭和33年7月に策定された。

この基本計画のもとに、整備計画が策定された。整備計画は、既成市街地、近郊地帯及び市街地開発区域の整備に関する事項で、宅地の整備・道路・鉄道・軌道その他の重要施設の整備に関するものうち根幹となるべきものに関する計画と、既成市街地と市街地開発区域間及び市街地開発区域相互間の交通施設の整備に関する事項のうち根幹となるべきものに関する計画とされていた。

前者についてはまず既成市街地整備計画が公共住宅、道路、鉄軌道等各施設毎に昭和33年7月より順次策定された。

また、後者については、昭和33年7月に首都圏内重要連絡幹線道路整備計画として策定された。

### (3) 首都圏市街地開発区域整備法（昭和33年法律第98号）の制定

首都圏整備法の市街地開発区域構想を具体的に推進するため、昭和33年4月に首都圏市街地開発区域整備法が制定された。この法律は、首都圏整備法の規定に基づき制定されたもので、首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に関し必要な事項を定め、市街地開発区域を工業都市又は住居都市として発展させることを目的とするものであった。

また、この法律の制定とほぼ時を同じくして、相模原・町田地区及び八王子・日野地区が市街地開発区域として指定されたのをはじめとして、全部で18の区域が指定され、それぞれ、各施設に関する整備計画が順次策定された。

### (4) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和34年法律第17号）の制定

さらに昭和34年3月には、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法

律が制定され、首都圏整備法における2つの構想、すなわち、一方では既成市街地における工場等の新設拡張制限、他方ではこれらの工場等の受入体制の整備という構想が具体化した。

(5) 昭和37年の首都圏市街地開発区域整備法の改正

市街地開発区域構想に基づき市街地開発区域を工業衛星都市として発展させるためには、工業団地の造成が適正かつ円滑に行われるとともに、首都圏整備計画に基づいた健全な発展をするために道路等の公共施設の整備、住宅の確保等を含めた総合的な街づくりの一環として行われることが必要である。このため、昭和37年5月に首都圏市街地開発区域整備法を改正して、工業団地造成事業に関する規定を設け、工業団地造成事業を都市計画事業として行うこと、土地の収用権を付与すること等を定めた。

(6) 昭和40年の首都圏整備法の改正

既成市街地周辺部において市街地を遮断するための緑地として想定していた近郊地帯を指定できなかったこともあり、無秩序な面的市街化が急速に進行し、近郊地帯として予定されていた区域の緑地としての確保も十分行い得なかった。そこで、昭和40年6月に首都圏整備法を改正し、既成市街地の周辺部分の相当広域(約50km)な地域を近郊整備地帯として指定し秩序ある市街化を図るとともに、あわせて緑地の保全を図ることとした。また、市街地開発区域を都市開発区域と改め、工業都市または住居都市としての機能のみならず、研究学園都市その他の性格を有する都市としても発展せしめることができるものとした。

そのほか、整備計画において広域な通信体系及び水の供給体系についても定められることとした(これにより、昭和46年4月には広域的な水の供給体系に関する整備計画が定められた。)

(7) 昭和40年の首都圏市街地開発区域整備法の改正

首都圏整備法の改正に伴い、近郊整備地帯の計画的整備が必要となり、首都圏市街地開発区域整備法は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に改められ、近郊整備地帯の整備についても適用されることになった。この改正により、工業団地造成事業も、近郊整備地帯で行われることとなった。

このため、昭和41年5月に、千葉・市原・五井区域等7区域の市街地開発区域整備計画が、それぞれの区域が近郊整備地帯に指定されると同時にそのまま近郊整備地帯整備計画とされた。なお、残りの近郊整備地帯については、昭和42年3月に整備計画が策定された。また、同様に、太田・館林区域等11区域の市街地開発区域整備計画が、それぞれの区域が都市開発区域に指定されると同時にそのまま都市開発区域整備計画とされた。

(8) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)の制定

首都圏整備法が改正され、従来の近郊地帯に替わって、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することとしたので、緑地を保全する措置が必要となった。そのため、昭和41年6月に首都圏近郊緑地保全法が制定され、同法に基づき近郊緑地保全区域を指定し、近郊緑地保全計画を

策定することとした。同計画は昭和42年3月より順次策定された。

(9) 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）の制定

首都圏及び近畿圏（昭和44年度より中部圏についても適用されるようになった。）における近郊整備地帯整備計画、都市開発区域整備計画等の実施の円滑化を図るため、国の財政上の特別措置を講じることとし、昭和41年7月に制定された（4財政上の特別措置等参照）。

(10) 国土庁の発足

昭和49年6月、国土の総合的な利用計画の策定及び実施を目途とする国土利用計画法（法律第92号）が制定され、同法を所管する行政機関として国土庁が新設されたことに伴い、首都圏整備委員会は、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部とともに、同庁の大都市圏整備局として統合され、従前の事務がそのまま引き継がれることとなった（国土庁設置法第4条、第5条）。

(11) 整備計画の一本化

昭和52年3月に策定した整備計画以降、それまで別々に策定されていた各政策区域、各施設ごとの整備計画を一本化して策定することとなって、現在に至っている。

(12) 首都改造計画の策定

第三次首都圏基本計画（昭和51年）、第三次全国総合開発計画（昭和52年）を受けて、昭和54年度より策定調査を開始し、昭和60年5月に公表された。

業務核都市等の各都市を戦略的に育成し、これまでの東京都心部への一極依存構造にかわって多核多圏域型の地域構造を形成し、これを基礎として、東京大都市圏を連合的な都市圏として再構築することが改造の基本方針とされた。

また、交通・情報通信体系の整備、防災性の向上、業務管理機能の適正配置、一部政府機関の移転再配置、大都市産業の確立等が主要施策として掲げられた。

(13) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）の制定

第四次全国総合開発計画の基本的目標である多極分散型国土の形成を強力に推進するため、多極分散型国土形成促進法が制定され、国の行政機関等の移転等、振興拠点地域の開発整備及び業務核都市の整備のための具体的措置が講じられた。

また、同法に基づき、国の行政機関等の移転に関する基本方針、振興拠点地域基本構想の承認に当たっての基準及び業務核都市基本方針が順次策定された。

(14) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の廃止

近年における既成市街地の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、その目的を達成するための手段としての有効性・合理性が低下したことから、平成14年7月に廃止された。

(15) 国土計画体系の改正に伴う首都圏整備計画体系の変更

平成17年の国土計画法体系の改正（平成17年法律第89号。国土総合開発法から国土形成計画法へ。）に伴い首都圏整備法についても一部改正が行われ、首都圏整備計画については国土形成計画と調和が保たれたものでなければならないとされた。

また、改正前に首都圏整備計画を構成していた3つの計画（基本計画、整備計画、事業計画）のうち、基本計画と整備計画については「首都圏整備計画」として一本化され、事業計画については廃止された。これは新たな国土計画体系の下で、各大都市圏整備計画（首都圏、近畿圏及び中部圏）について国土交通大臣が定める計画を1本ずつに集約、簡素化するものであった。

## 2. 近畿圏整備計画制度の沿革

近畿圏は、西日本の中枢に位置し、常に我が国経済社会の発展の重要な一翼を担ってきたが、昭和30年代後半においては、京阪神の大都市において産業及び人口の過密化と周辺部の無秩序な市街化が進む一方、その外周部では多様な開発可能性を有する地域が存在した。このため、一方では、大都市とその周辺部を整備して、市街地の無秩序な膨張を防止しつつ、他方、外周部においては自然環境との調和を図りながら、地域開発の拠点としての魅力ある都市の育成、整備を図ることが必要となった。

この要請に答えるため、昭和38年7月、「近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶ我が国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ること」を目的として近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）が制定された。

同法に基づき、政策区域として既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域が指定され、近畿圏整備計画としての基本整備計画及び事業計画が策定されることになった。

近畿圏整備法の目的を達成するため、まず、昭和39年7月に大都市の周辺部と外周部における地域の開発の拠点としての魅力ある都市を整備・開発するための具体的手法を規定した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）が制定され、同法に基づき各区域ごとの建設計画が策定されることになり、基本整備計画及び事業計画並びに建設計画という体系がとられるようになった。同法には、工業団地造成事業に関する事項も規定された。さらに、既成の市街地の膨張抑制策の具体的手法の一つとして、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和39年法律第144号）を制定し、既成都市区域内の政令で定められた工場等制限区域における工場等の新設、増設等を制限することとした。

また、昭和42年7月に制定された近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づいて各保全区域ごとに保全区域整備計画が策定されているほか、既成都市区域の近郊において特に保全効果の高い緑地について近郊緑地保全区域の指定がなされている。

なお、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律については、近年における既成都市区域の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、その目的を達成するための手段としての有効性・合理性が低下したことから、平成14年7月に廃止された。

平成17年12月には、国土計画体系の改正（国土総合開発法から国土形成計画法へ）に伴い近畿圏整備法についても一部改正が行われた。これにより、近畿圏整備計画は、国土形成計画法と調和が保たれたものでなければならぬとされた。また、事業計画が廃止され、近畿圏整備計画の一本に整理された。

### 3. 中部圏開発整備計画制度の沿革

中部圏は、国土のほぼ中央に首都圏と近畿圏の中間に位置した我が国第3の大都市圏であり、名古屋大都市地域においては計画的な整備を図り、産業・人口の無秩序な集中による過密の弊害を未然に防止するとともに、内陸及び日本海側に連なる地域を含めて、1個の有機的な経済圏として一体的に開発し、それぞれの特性を生かして、人口配置、産業立地の適正化を図り、健全にして均衡ある地域開発を図ることが必要な地域である。

このような中部圏の役割は、我が国の地域開発計画について助言するために昭和39年4月に来日したワイズマン国連調査団によっても注目され、その報告書において「関東と近畿を結ぶ東西の強力な流れの中間にある中部において、南北の流れを創り出し、各地域の均衡のとれた発展を図るべきこと」が勧告された。

これを契機として地方政財界、学界等を中心として中部圏の開発と整備に関する立法措置を要請する声が高まり、昭和41年7月、「中部圏の開発整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的」として中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）が制定された。

同法に基づき、政策区域として、都市整備区域、都市開発区域及び保全区域が指定され、中部圏開発整備計画としての基本開発整備計画及び事業計画が策定されることになった。

昭和42年7月には、中部圏開発整備法の目的を達成するための具体的手法を規定した中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）が制定され、同法に基づき、都市整備区域及び都市開発区域の各区域ごとに建設計画、保全区域には保全区域整備計画が策定されることとなり、基本開発整備計画、建設計画（保全区域整備計画）及び事業計画という体系がとられるようになった。

なお、中部圏開発の拠点ともいえるべき都市整備区域、都市開発区域及び保全区域においては、首都圏・近畿圏の区域内で行われている工業団地造成事業の施行及び近郊緑地特別保全地区の制限のような強制力をもつ具体的な手段に欠けているが、これは、中部圏の開発整備が、過密対策を主とする首都圏及び近畿圏とは目的を異にしていることなどによるものである。

平成17年12月には、国土計画体系の改正（国土総合開発法から国土形成計画法へ）に伴い中部圏開発整備法についても一部改正が行われた。これにより、中部圏開発整備計画は、国土形成計画と調和が保たれたものでなければならないとされた。また、事業計画が廃止され、中部圏開発整備計画の一本に整理された。

### 3-2 政策区域の指定状況

圏名	政策区域	箇所数	面積(k㎡)	関係市町村	区域の性格
首都圏	既成市街地	1	959	東京都特別区、武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市、川口市  (1特別区5市)	産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る区域
	近郊整備地帯	1	6,734	八王子市、川越市、千葉市、横須賀市、龍ヶ崎市等  (111市28町)	既成市街地の近郊で無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
	近郊緑地保全区域	19	159	横須賀市、八王子市、上尾市、千葉市等  (34市5町)	近郊整備地帯内の緑地のうち、その保全によって首都等の住民の健全な心身の保持、増進等を図る区域
	都市開発区域	19	5,518	熊谷市、土浦市、甲府市、太田市、大田原市等  (41市17町1村)	工業都市、住居都市等として発展させる区域
畿圏	既成都市区域	1	433	京都市、大阪市、守口市、東大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市  (9市)	産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る区域
	近郊整備区域	4	3,820	宇治市、岸和田市、伊丹市、奈良市等  (62市29町2村)	既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的な市街地として整備する区域
	都市開発区域	6	6,458	福井市、大津市、福知山市、姫路市、和歌山市、伊賀市等  (44市22町)	工業都市、住居都市等として発展させる区域
	保全区域	21	5,046	敦賀市、舞鶴市、四日市市、桜井市、新宮市、大津市、豊岡市等  (87市42町12村)	文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する区域
畿圏	近郊緑地保全区域	6	815	高槻市、宝塚市、五條市、橋本市等  (40市13町1村)	保全区域内の緑地のうち、その保全によって既成都市区域等の住民の健全な心身の保持、増進等を図る区域



圏名	政策区域	箇所数	面積(km <sup>2</sup> )	関係市町村	区域の性格
中 部 圏	都市整備区域	1	2,990	名古屋市、岡崎市、四日市市等  (36市16町1村)	産業開発の程度が高く、経済発展が予想される地域で、計画的に基盤整備を行う区域
	都市開発区域	13	11,127	富山市、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、沼津市、津市、彦根市等  (72市33町2村)	産業都市等として開発整備する区域
	保全区域	18	12,443	魚津市、大町市、大野市、熱海市、鳥羽市、七尾市、敦賀市、瑞浪市、犬山市等  (89市58町27村)	観光資源を保全し若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する区域

(注) 1. 関係市町村には、市町村の一部が区域指定されているものも含む。

2. 面積は政策区域指定時のものである。ただし、変更されている区域については、最新の変更時のものである。

3. 市町村数は令和2年4月1日現在である。

### 3-3 政策区域の指定及び変更の経緯

	首都圏	近畿圏	中部圏
昭和30	<p>32.12 既成市街地の指定</p> <p>34.3 工業等制限区域の指定</p> <p>33.8, 34.5, 35.4, 36.5, 36.11, 37.12, 38.8, 39.12</p> <p>市街地開発区域（現在の近郊整備地帯及び都市開発区域の前身）の指定</p> <p>39.12 工業等制限区域の拡大</p>		
40	<p>41.5 近郊整備地帯及び都市開発区域の指定</p> <p>41.11, 12 都市開発区域（筑波等4区域）の指定</p> <p>42.2 近郊緑地保全区域（武山等10区域）の指定</p> <p>42.9 都市開発区域（鹿島）の指定</p>	<p>40.5 既成都市区域、近郊整備区域（4地区）、都市開発区域（6区域）、保全区域（20区域）及び工場等制限区域の指定</p>	
	<p>44.3 近郊緑地保全区域（円海山・北鎌倉等4区域）の指定</p> <p>44.6 既成市街地での旧都市計画法上の緑地地域の除外規定の廃止</p> <p>45.5 都市開発区域の指定（大田原等2区域）、変更（太田・館林等5区</p>	<p>43.2 近郊緑地保全区域（六甲等5区域）の指定</p> <p>44.4 保全区域（若狭湾等14区域）の変更、近郊緑地保全区域の指定（京都区域）及び変更（六甲等3地区）、近郊整備区域（京都等4区域）、都市開発区域（福井敦賀等4区域）及び既成都市区域の変更</p> <p>45.6 近郊整備区域（京都）の変更並び</p>	<p>43.11 都市整備区域、都市開発区域（13区域）及び保全区域（18区域）の指定</p>

	<p>域)及び統合(真岡等2区域)並びに近郊緑地保全区域(行徳)の指定</p> <p>46. 4 近郊緑地保全区域の指定(剣崎・岩堂山)及び変更(相模原)</p> <p>47. 9 工業等制限区域の拡大</p> <p>47.10 既成市街地の拡大及び近郊整備地帯の変更(武蔵野市の全域指定等)</p> <p>48. 6 近郊緑地保全区域(君津等2区域)の指定</p> <p>48. 9 都市開発区域の指定(下館・結城等2区域)及び変更(前橋・高崎等5区域)</p> <p>52. 9 近郊緑地保全区域(円海山・北鎌倉等2区域)の変更</p> <p>2. 9 近郊整備地帯の拡大(嵐山町・富里町等4区域)</p> <p>2. 9 都市開発区域の指定(本庄)、変更(土浦・阿見)</p> <p>14. 7 工業等制限区域の廃止</p> <p>17. 9 近郊緑地保全区域(小網代)の指定</p> <p>18.12 近郊緑地保全区域(円海山・北鎌倉)の変更</p>	<p>に都市開発区域の指定(伊賀)、及び変更(琵琶湖東部等5区域)及び指定解除(伊勢)</p> <p>46. 3 保全区域の指定(氷ノ山)及び変更(六甲等2区域)、近郊緑地保全区域(六甲等2区域)の変更並びに近郊整備区域(兵庫)の変更</p> <p>46. 7 都市開発区域(福井敦賀)及び保全区域(越前海岸)の変更</p> <p>47. 7 近郊整備区域(奈良等2地区)及び都市開発区域(福井敦賀等3区域)の変更、保全区域(赤目室生月瀬等3区域)の拡大並びに近郊緑地保全区域(北摂連山等2区域)の変更</p> <p>49. 6 工場等制限区域の拡大</p> <p>53.12 近郊整備区域(奈良)及び都市開発区域(福井敦賀)の変更</p> <p>61. 7 近郊緑地保全区域(金剛生駒等2区域)の変更</p> <p>9.10 近郊整備区域(兵庫)、保全区域(六甲)及び近郊緑地保全区域(六甲)の変更</p> <p>14. 7 工場等制限区域の廃止</p> <p>21. 7 近郊緑地保全区域(和泉葛城)の変更</p>	<p>46. 5 都市開発区域(東駿河湾等2区域)の変更</p> <p>46. 7 保全区域(越前加賀海岸)の変更</p> <p>47. 6 都市開発区域(伊勢)及び保全区域(上信越高原等6区域)の変更</p>
50			
平成			

### 3-4 政策区域の面積及び人口

#### 1. 首都圏

(単位: km<sup>2</sup>、千人)

政策区域名		面積	人口	政策区域名		面積
既成市街地	東京都区部	595	9,273	近郊整備地帯	合計	158.6
	武蔵野市・三鷹市	23	332		武山	3.3
	横浜市・川崎市	324	4,900		(神奈川県)	
	川口市	17	578		衣笠・大楠山	9.6
					(神奈川県)	
近郊整備地帯	6,734	19,933	逗子・葉山	10.9		
茨城県	617	548	(神奈川県)			
埼玉県	2,135	6,031	相模原	6.4		
上記のうちさいたま市	218	1,264	(神奈川県)			
千葉県	1,757	5,308	多摩丘陵北部	2.6		
上記のうち千葉市	272	972	(東京都)			
東京都	807	3,877	滝山	4.9		
神奈川県	1,418	4,168	(東京都)			
合計	5,518	5,976	狭山	16.1		
茨城県計	2,008	1,841	(東京都)	7.3		
水戸・日立	702	806	(埼玉県)	8.8		
鹿島	203	162	荒川	33.0		
石岡	63	76	(埼玉県)			
土浦・阿見	275	230	安行	5.8		
古河・総和	74	141	(埼玉県)			
筑波	285	227	東千葉	7.3		
下館・結城	406	199	(千葉県)			
栃木県計	1,969	1,729	円海山・北鎌倉	11.0		
宇都宮	984	857	(神奈川県)			
佐野・足利	308	268	牛久沼	4.5		
栃木	273	159	(茨城県)			
小山	256	251	平林寺	0.7		
大田原	148	193	(埼玉県)			
群馬県計	1,023	1,585	入間	4.0		
前橋・高崎	504	1,018	(埼玉県)			
太田・館林	347	401	行徳	0.8		
桐生	172	166	(千葉県)			
埼玉県計	267	503	剣崎・岩堂山	6.2		
熊谷・深谷	142	343	(神奈川県)			
秩父	88	82	君津	6.4		
本庄	37	78	(千葉県)			
山梨県計			利根川・菅生沼	24.5		
甲府	251	318	(千葉県)	8.6		
			(茨城県)	15.9		
			小網代	0.7		
			(神奈川県)			

- (注) 1. 人口は『平成27年国勢調査』(総務省統計局)(平成27年10月1日現在)  
 2. 人口は指定されている市町村全域の集計である。  
 3. 面積は政策区域指定時のものである。ただし、変更されている区域については、最新の変更時のものである。  
 4. 近郊整備地帯の面積等は近郊緑地保全区域を含んだ値である。  
 5. 合計が一致しないのは、数値の四捨五入の関係による。

2. 近畿圏

(単位: km<sup>2</sup>、千人)

政策区域名		面積	人口	政策区域名		面積
既成都市区域	成都市	433	7,253	保	京都府	272
	京都市	74	1,189		北摂連山	267
	大阪市	208	2,691		(大阪府)	154
	大阪市を除く大阪府下	36	1,485		(兵庫県)	114
	神戸市を除く兵庫県下	50	1,036		金剛生駒	169
近郊整備区域	計	3,820	8,512	(大阪府)	115	
	京都府	873	1,096	(奈良県)	54	
	大阪府	1,190	4,663	和泉葛城	255	
	兵庫県	812	1,407	(大阪府)	137	
	奈良県	945	1,347	(和歌山県)	118	
都市開発区域	合計	6,458	4,906	全	瀬戸内海	72
	福井県				(大阪府)	0
	福井敦賀	1,174	653		(兵庫県)	67
	滋賀県				(和歌山県)	5
	琵琶湖東部	1,211	1,356		六甲	135
	京都府				(兵庫県)	
	京都中丹	629	215		氷ノ山	252
	兵庫県				(兵庫県)	
	播磨	2,020	1,766		平城山の辺	88
	和歌山県				(奈良県)	
和歌山	1,014	747	矢田斑鳩	16		
三重県			(奈良県)			
伊賀	410	169	藤原飛鳥	55		
			(奈良県)			
保全区域	合計	5,045		域	高野竜神	192
	越前海岸	73			(和歌山県)	140
	(福井県)				(奈良県)	52
	若狭湾	219			白浜田辺	48
	(福井県)	153			(和歌山県)	
	(京都府)	66			枯木灘海岸	2
	鈴鹿	293			(和歌山県)	
	(三重県)	121			合計	816
	(滋賀県)	172			京都府	69
	赤目室生月瀬	594			(京都府)	
	(三重県)	465			北摂連山	211
	(奈良県)	129			(大阪府)	97
	伊勢志摩	520			(兵庫県)	114
	(三重県)				金剛生駒	157
	吉野熊野	559			(大阪府)	111
	(三重県)	140			(奈良県)	45
	(奈良県)	313			和泉葛城	239
	(和歌山県)	107			(大阪府)	127
	琵琶湖	890			(和歌山県)	112
(滋賀県)			六甲	131		
山陰海岸	75		(兵庫県)			
(京都府)	13		矢田斑鳩	9		
(兵庫県)	62		(奈良県)			

(注) 1. 人口は『平成27年国勢調査』(総務省統計局)(平成27年10月1日現在)  
 2. 人口は指定されている市町村全域の集計である。  
 3. 面積は政策区域指定時のものである。ただし、変更されている区域については、最新の変更時のものである。  
 4. 保全区域の面積は近郊緑地保全区域を含んだ値である。  
 5. 合計が一致しないのは、数値の四捨五入の関係による。

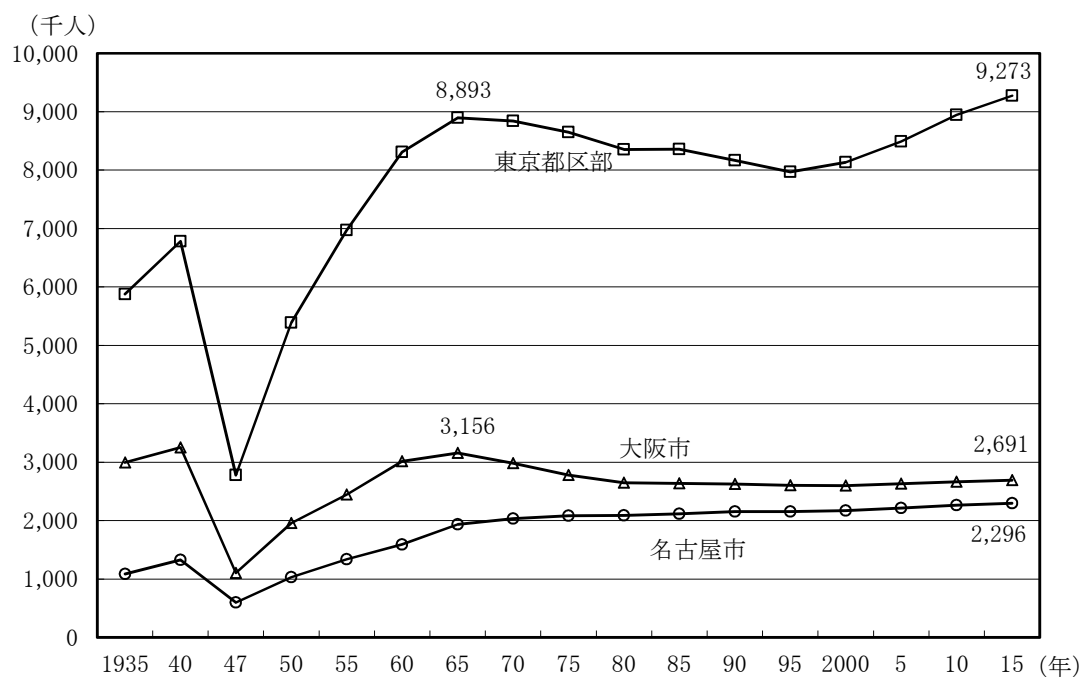
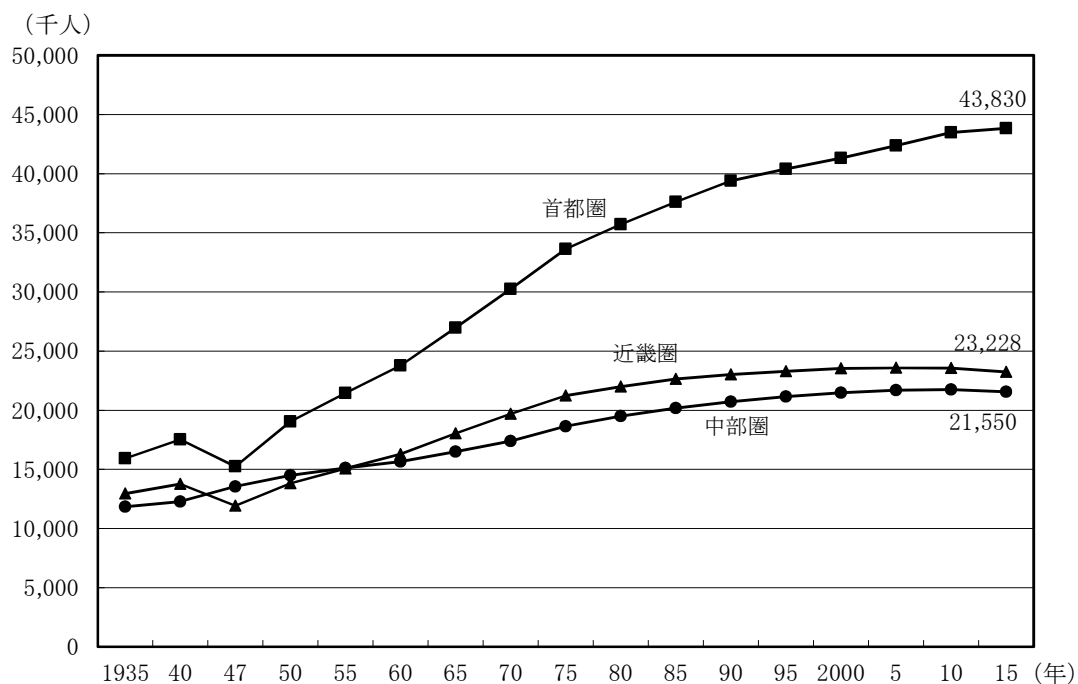
3. 中部圏

(単位: km<sup>2</sup>、千人)

政策区域名		面積	人口	政策区域名	面積	
都市整備区域	名古屋市	2,990	7,280	南アルプス	266	
	名古屋市を除く愛知県下	326	2,296		(長野県)	146
	三重県	2,254	4,430		(静岡県)	120
	三重県	410	554		富士伊豆	1,484
都市開発区域	合計	11,127	10,273	保全区	(静岡県)	
	富山県				伊勢志摩	520
	富山・高岡	778	766		(三重県)	
	石川県				能登半島	98
	金沢・小松	804	890		(富山県)	11
	福井県				(石川県)	87
	福井・坂井	636	405		越前加賀海岸	90
	長野県計	1,277	926		(石川県)	17
	長野・上田	785	715		(福井県)	73
	伊那谷	492	211		八ヶ岳中信高原	471
	岐阜県計	2,201	1,915		(長野県)	
	岐阜	2,061	1,826		飛騨木曾川	182
	高山	140	89		(岐阜県)	145
	静岡県計	3,499	3,489		(愛知県)	37
	東駿河湾	1,226	1,005		三河湾	82
西駿河	1,100	1,161	(愛知県)			
遠州	1,173	1,323	鈴鹿	293		
愛知県			(三重県)	121		
東三河	675	748	(滋賀県)	172		
三重県			天竜奥三河	504		
伊勢	894	841	(長野県)	85		
滋賀県			(静岡県)	48		
琵琶湖東北部	363	292	(愛知県)	370		
合計	12,443		中央アルプス	354		
中部山岳	3,167		(長野県)			
(富山県)	752		揖斐伊吹	1,252		
(長野県)	822		(岐阜県)	870		
(岐阜県)	1,594		(滋賀県)	382		
白山	1,856		浜名湖	162		
(富山県)	54		(静岡県)			
(石川県)	256		愛知高原	316		
(福井県)	566		(愛知県)			
(岐阜県)	980		赤目青山香肌峡	464		
上信越高原	883		(三重県)			
(長野県)						

- (注) 1. 人口は『平成27年国勢調査』(総務省統計局)(平成27年10月1日現在)  
 2. 人口は指定されている市町村全域の集計である。  
 3. 面積は政策区域指定時のものである。ただし、変更されている区域については、最新の変更時のものである。  
 4. 愛知高原区域の面積は都市整備区域と重複している区域を含んだ値である。  
 5. 合計が一致しないのは、数値の四捨五入の関係による。

## <大都市圏人口の推移>



資料) 「国勢調査」(総務省)

注1) 近畿圏と中部圏は、いずれも福井県、三重県、滋賀県を含む。

注2) 各調査年の境域による。

### 3-5 政策区域に関連する諸制度の概要

・○印は原則として当該政策区域全域について適用があるものである。  
 ・△印は当該政策区域のうち、特に指定された区域について適用があるものである。

事項	根拠法	関連する政策区域名								
		首都圏			近畿圏			中部圏		
		既成市街地	近郊整備地帯	都市開発区域	既成都市区域	近郊整備区域	都市開発区域	都市整備区域	都市開発区域	
<p>1. 工業等関係制度</p> <p>(1) 工業等制限 (廃止)                      (工業等制限区域について、工場及び大学等の新設及び増設を制限する。)</p> <p>(2) 工業再配置                      ① 移転促進地域 (廃止)                      (過度に工業が集積している地域から集積度の低い地域への工場の移転、新增設を推進する。)</p> <p>② 工業団地造成事業の施行</p>	<p>・旧首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律</p> <p>・旧近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律</p> <p>旧工業再配置促進法</p> <p>・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律</p> <p>・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律</p>	△ (政令で定める区域)			△ (政令で定める区域)					
		○			○ (工業用埋立地、京都市の区域等を除く。)					名古屋市の一部 (首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条に規定する区域をいう。以下同じ。)のみ
<p>2. 地域振興関係制度</p> <p>(1) 業務核都市の整備                      (東京圏における諸機能の適正配置をはかるため、東京圏の東京都区部以外の地域において中核となるべき都市について業務施設を集積させる。)</p>	多極分散型国土形成促進法	△ (東京都区部を除く)	○	△ (筑波地区、土浦・阿見地区、熊谷・深谷地区のみ)						



事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市 街地	近郊整 備地帯	都市開 発区域	既成都 市区域	近郊整 備区域	都市開 発区域	都市整 備区域	都市開 発区域
<p>(2) 振興拠点地域の開発・整備 地域の特性に即した産業・文化等に関する特色ある機能を集積させる。</p> <p>(3) 高度技術工業集積地域の開発促進(廃止) 高度技術に立脚した工業開発を促進する。</p> <p>(4) 総合保養地域の整備 国民が余暇等を利用して滞りつつ行うスポーツ、レクリエーション等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を促進する。</p> <p>(5) 産業の高度化に特に寄与する事業の集積促進(廃止) (研究所、ソフトウェア業等産業の「頭脳部分」を集積させる。)</p>	旧高度技術工業集積地域開発促進法			△ (1)以外の地域		○	○	△ 名古屋市の一部を除く	○
			△	○		△	○	△	○
	総合保養地域整備法		○	○		○	○	△ 名古屋市の一部を除く	○
					○		○		○
	旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律				○		○		○
3. 都市計画関係制度 (都市計画の特例)	都市計画法	○	○		○	○	○		
(1) 都道府県(指定都市)が定める都市計画 (広域の見地から決定すべき地域地区)		○	○	△ 国土交通大臣が指定する区域	○	○	△ 国土交通大臣が指定する区域	○	△ 国土交通大臣が指定する区域
(2) 都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域 (3) 線引きの義務づけ、許可を要しない開発行為の規模		○	○		○	○		○	

事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市 街地	近郊整 備地帯	都市開 発区域	既成都 市区域	近郊整 備区域	都市開 発区域	都市整 備区域	都市開 発区域
<p>4. 住宅・宅地関係制度</p> <p>(1) 大都市地域の宅地供給</p> <p>①大都市地域における大量の住宅地の供給と良好な住宅街区の整備を図るため、特定土地区画整理事業及び住宅街区整備事業を行う</p> <p>②大量の住宅地の円滑な供給及び鉄道新線の着実な整備を行う。</p> <p>③良質な住宅地の円滑な供給を図る。</p> <p>(2) 農住組合  <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">大都市地域の市街化区域内農地の所有者等が組合を設け、当該農地を住宅地等へ転換するための事業を行う。</span></p> <p>5. 財政上の特別措置（平成20年3月31日まで）  <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">補助率のかさ上げ、起債の特別許可及び利子補給</span></p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法</p> <p>大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一的推進に関する特別措置法</p> <p>大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法</p> <p>農住組合法</p> <p>首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律</p>	○	○		○	○		○	
		○	○	△ 左の周 辺の区 域	○	○	△ 左の周 辺の区 域	○	△ 政令で 定める 区域
		○	○	△ 政令で 定める 区域	○	○	△ 政令で 定める 区域	○	△ 政令で 定める 区域
		○	○		○	○	○	○	○
			○	○		○	○	△ 名古屋 市の一 部を除 く。	○



事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市 街地	近郊整 備地帯	都市開 発区域	既成都 市区域	近郊整 備区域	都市開 発区域	都市整 備区域	都市開 発区域
(3)中高層耐火建築物等の建設のための買換えの特例	租税特別措置法								
①特定民間再開発事業に伴う立体買換え	〃	○	△	△	○	△	△	△	△
			(再開発方針の2号地区及び高度利用地区等)			(再開発方針の2号地区及び高度利用地区等)			
②既成市街地等内における土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え及び交換	〃	○	△		○	△		△	
			(国土交通大臣が指定)			(国土交通大臣が指定)		(名古屋市の一部並びにその他の国土交通大臣が指定する区域)	
(4) 特別土地保有税の非課税※ (一定の要件を満たす製造用設備に係る工場用敷地)	地方税法			○			○		○
(5) 事業所税の徴収	〃	○			○				
		(他に、政令指定都市、人口30万人以上の都市のうち政令で指定するものにも適用)							
(6) 特定市街化区域農地									
①固定資産税の適正化(宅地並み課税)	地方税法	○	△		○	△		△	
			(市の区域)			(市の区域)		(市の区域)	
②宅地化を促進するための租税の軽減措置等	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法	○	△		○	△		△	
			(同上)			(同上)		(同上)	
7. 融資制度									
(1) 新住宅市街地開発事業等により建設される関連利便施設の建設、関連公共施設の整備に必要な資金に対する融資条件の緩和(廃止)	旧住宅金融公庫法	○	○	△	○	○	△	○	△
				(近郊整備区域等に隣接するもの)			(近郊整備区域等に隣接するもの)		(都市整備区域に隣接するもの)

※ 平成15年度税制改正において、特別土地保有税については、平成15年度以降、課税は行わないものとされた。

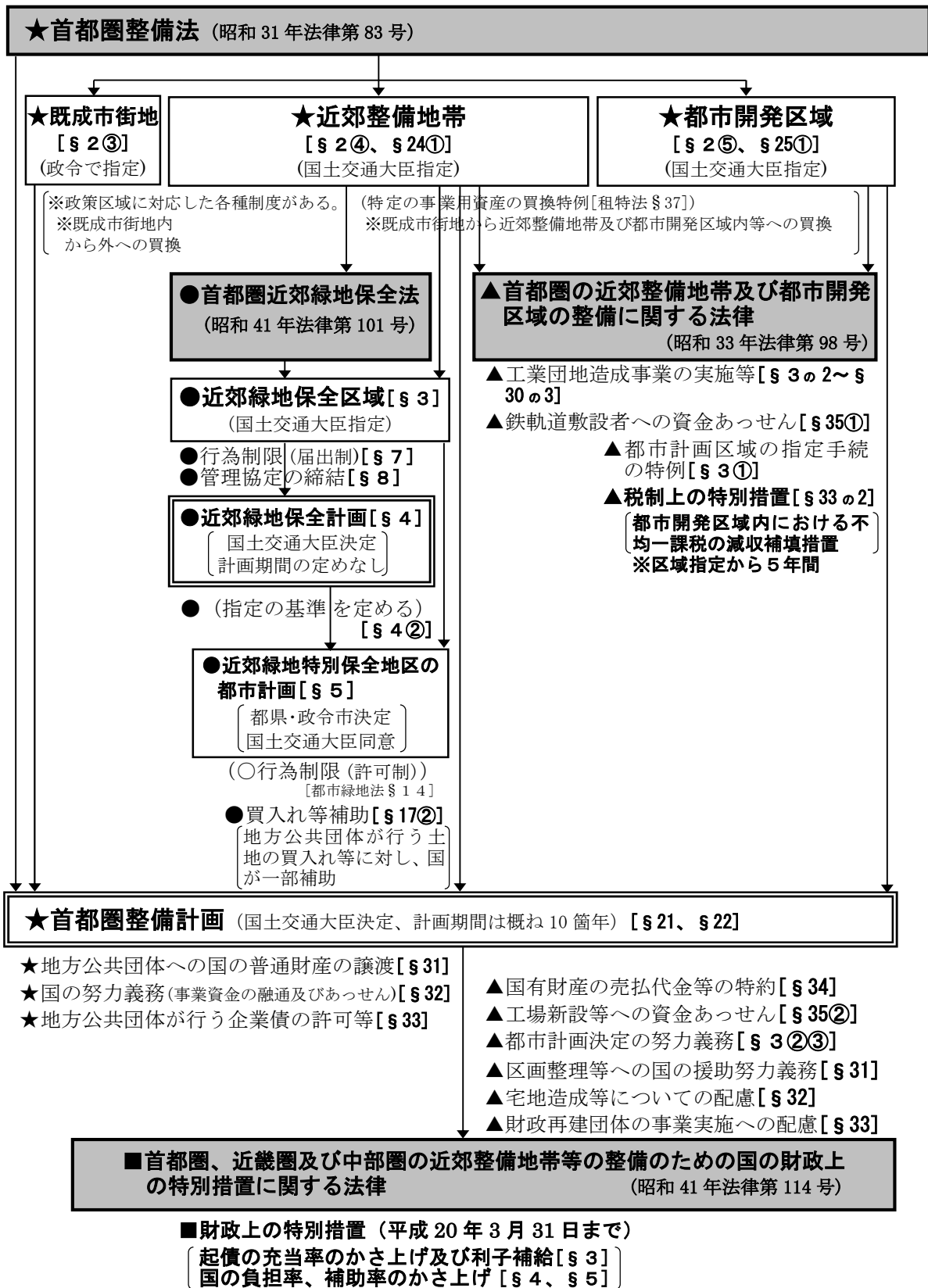
事 項	根 拠 法	関連する政策区域名												
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏						
		既成市街地	近郊整備地帯	都市開発区域	既成都市区域	近郊整備区域	都市開発区域	都市整備区域	都市開発区域					
(2) 都市開発資金の融資 都市機能更新用地(再開発等の面整備事業の種地等)	都市開発資金の貸付けに関する法律	○ (高度利用地区等内)	△ (高度利用地区等内で既成市街地に隣接するもの)		○ (高度利用地区等内)	△ (高度利用地区等内で既成市街地に隣接するもの)								
(3) 農住利子補給制度 (農地の所有者が農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通に対するもの)	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法	○ (市	○ 街	○ 化	○ 区	○ 域	○ 内	○ で	○ あ	○ る	○ こ	○ と	○ 。	○ )

### 3-6 大都市圏整備計画の体系

	首都圏	近畿圏	中部圏
整備計画等	<p><b>首都圏整備計画</b> (趣旨) 人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項、政策区域の整備に関する根幹的事項を定める。</p> <p>○国土交通大臣決定 ○現行計画 H28. 3. 29 国土交通大臣決定 (第1部) 概ね10年間 (第2部) 概ね5年間</p>	<p><b>近畿圏整備計画</b> (趣旨) 基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める。</p> <p>○国土交通大臣決定 ○現行計画 H28. 3. 29 国土交通大臣決定 (第1部) 概ね10年間 (第2部) 概ね5年間 ○毎年進捗の状況を公表する。</p>	<p><b>中部圏開発整備計画</b> (趣旨) 基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める。</p> <p>○国土交通大臣決定 ○現行計画 H28. 3. 29 国土交通大臣決定 (第1部) 概ね10年間 (第2部) 概ね5年間 ○毎年進捗の状況を公表する。</p>
建設計画	<p>○毎年度、策定及び実施に関する状況を国会に報告するとともに、公表する。</p>	<p><b>建設計画</b>〔<b>近郊整備区域</b> <b>都市開発区域</b>〕 (趣旨) 政策区域ごとに、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める。</p> <p>○知事作成、国土交通大臣同意 ○現行計画 H18. 7. 19 知事作成、 国土交通大臣同意 計画期間 H18～概ね5年間 ※ 建設計画は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)により「義務付け」から「できる」規定となった(H23. 8. 30 施行)。</p>	<p><b>建設計画</b>〔<b>都市整備区域</b> <b>都市開発区域</b>〕 (趣旨) 政策区域ごとに、基本構想、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める。</p> <p>○知事作成、国土交通大臣同意 ○現行計画 H18. 7. 19 知事作成、 国土交通大臣同意 計画期間 H18～概ね5年間 ※ 建設計画は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)により「義務付け」から「できる」規定となった(H23. 8. 30 施行)。</p>
保全区域整備計画等	<p><b>近郊緑地保全計画</b> (趣旨) 近郊緑地保全に関する事項、施設整備に関する事項、近郊緑地特別保全地区の指定基準に関する事項等を定める。</p> <p>○国土交通大臣決定 ○現行計画 S42. 3. 2 (10 地区) S44. 4. 10 (4 地区) S45. 6. 6 (1 地区) S46. 5. 13 (1 地区) S48. 7. 3 (2 地区) S52. 10. 5 (1 地区変更) 内閣総理大臣決定 H17. 9. 22 (1 地区) H19. 2. 14 (1 地区変更) 国土交通大臣決定</p>	<p><b>保全区域整備計画</b> (趣旨) 基本構想、土地利用に関する事項、施設整備に関する事項等を定める。</p> <p>○知事作成(近郊緑地保全区域を含む計画については国土交通大臣同意) ○現行計画 S57. 9. 28 知事作成、 内閣総理大臣承認</p>	<p><b>保全区域整備計画</b> (趣旨) 基本構想、土地利用に関する事項、施設整備に関する事項等を定める。</p> <p>○知事作成 ○現行計画 S57. 9. 28 知事作成、 内閣総理大臣承認</p>

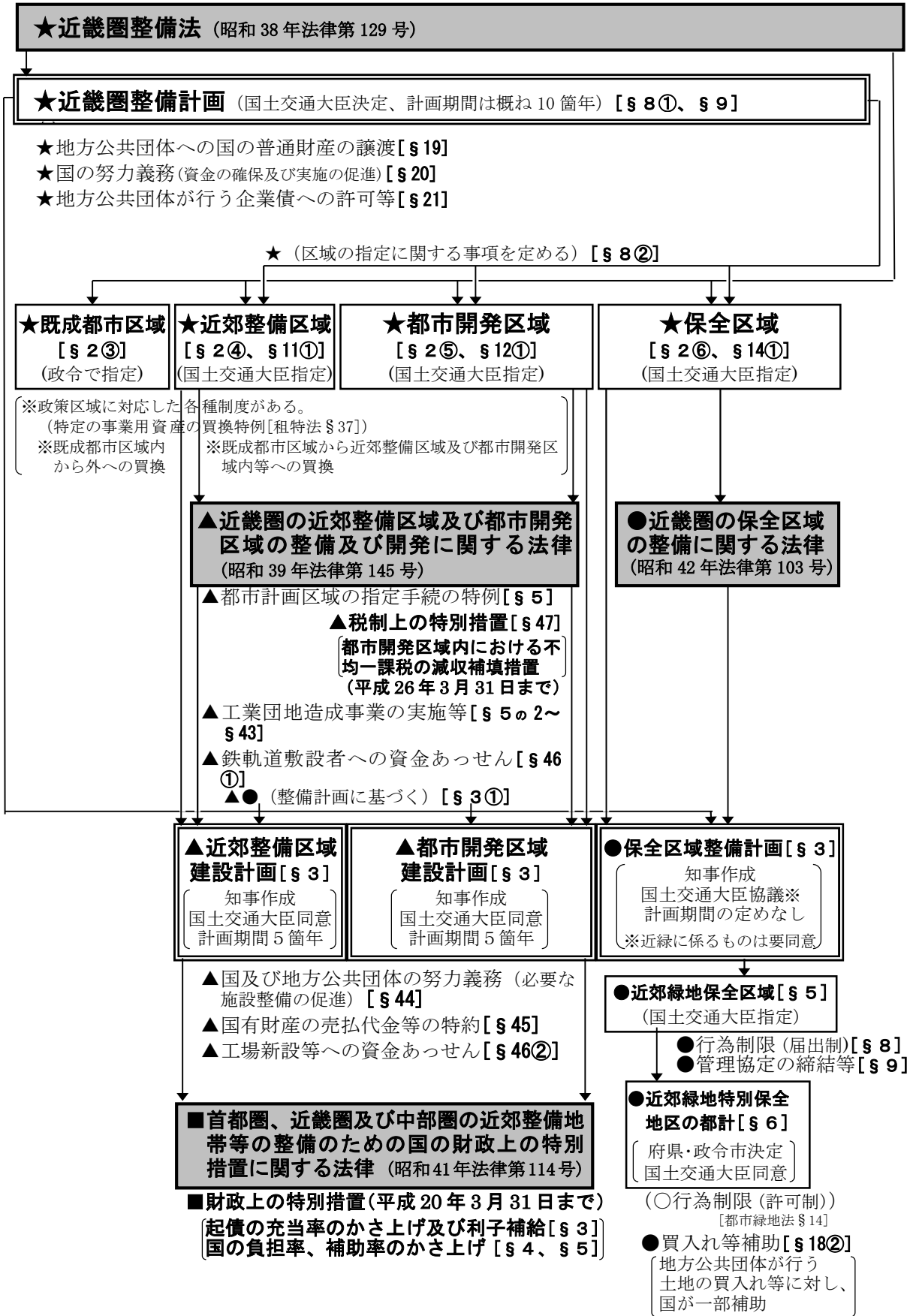
《首都圏整備関連の法体系》

(★▲●■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)



《近畿圏整備関連の法体系》

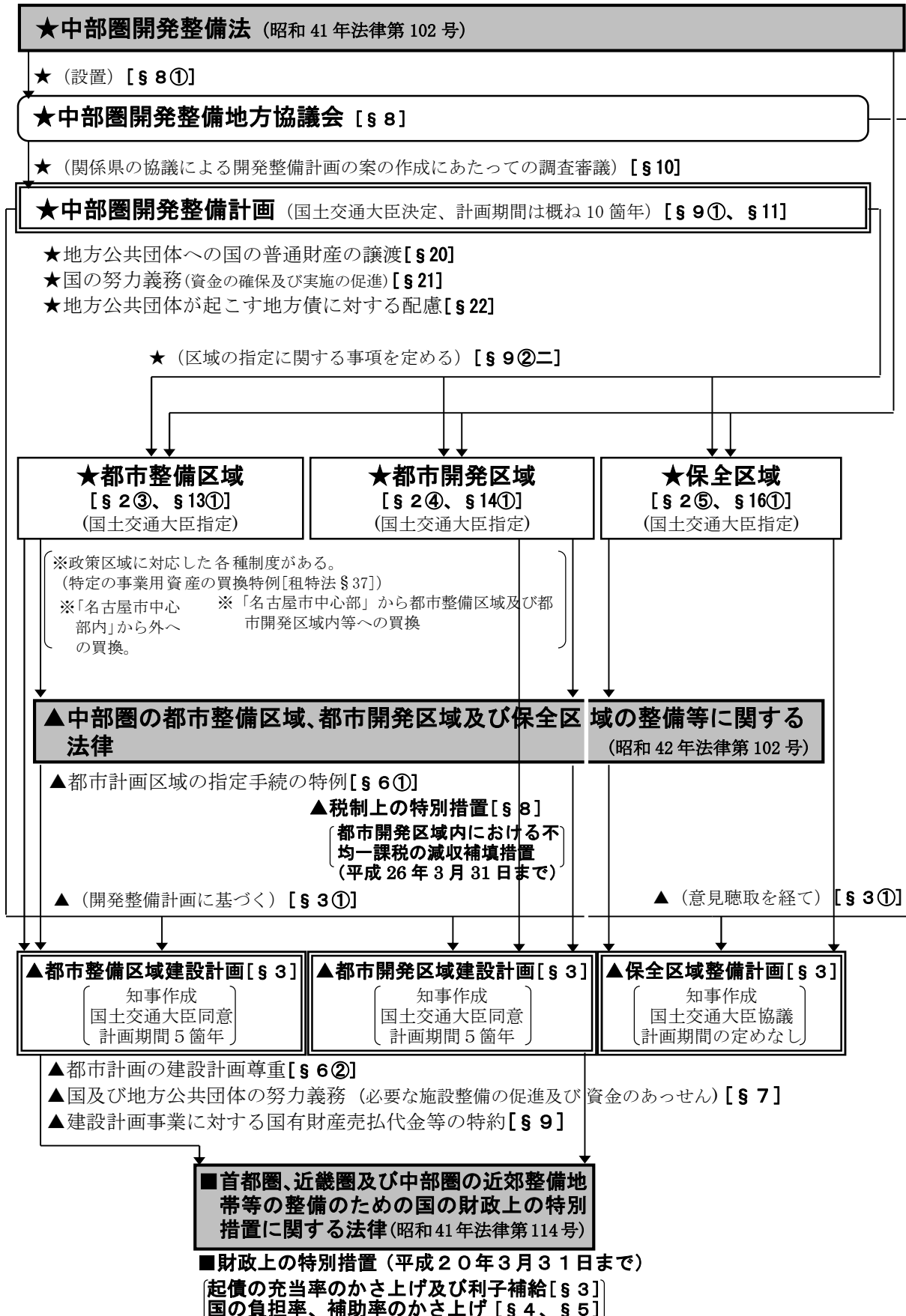
(★▲●■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)





《中部圏開発整備関連の法体系》

(★▲■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)



### 3-7 大都市圏整備計画の策定及び変更の経緯

	首 都 圏
昭和	
30	<p>○33. 7 第1次基本計画の策定 (33~50年)</p> <p>◎33. 7 重要連絡幹線道路整備計画の策定 (~41年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 33. 7 既成市街地整備計画の策定 (建築物高層化等) (32年からおおむね10年)</li> <li>● 34. 4 既成市街地整備計画の策定 (河川等) (32年からおおむね10年)</li> <li>● 35. 7 既成市街地整備計画の策定 (バスターミナル) (32年からおおむね10年) 及び変更 (宅地)</li> <li>● 36. 7 既成市街地整備計画 (公共下水道) の変更</li> <li>■ 36. 8 市街地開発区域整備計画 (宅地及び道路) (~41年) (相模原・町田等4区域) の策定</li> </ul> <p>○37. 8 第1次基本計画の変更</p> <p>◎37. 12 重要連絡幹線道路整備計画の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 37. 12 既成市街地整備計画 (宅地) の変更</li> <li>■ 37. 12 市街地開発区域整備計画の策定 (宅地及び街路) (~41年) (千葉・市原・五井等6区域)</li> <li>■ 38. 8 市街地開発区域整備計画の策定 (公共住宅等) (~41年) (相模原・町田等10区域) 及び変更 (道路、宅地) (相模原・町田等4区域)</li> </ul> <p>◎39. 3 重要連絡幹線道路整備計画 (~45年) の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 39. 3 市街地開発区域整備計画の策定 (宅地等) (~45年度) (青梅・羽村等5区域)</li> </ul>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 40. 11 市街地開発区域整備計画の策定 (宅地等) (~45年度) (真岡等3区域)</li> <li>■ 41. 5 市街地開発区域整備計画のうち、千葉・市原・五井等7区域が近郊整備地帯整備計画 (~45年度) に、太田・大泉等11区域が都市開発区域整備計画 (~45年度) にそのまま衣替え</li> <li>● 41. 12 既成市街地整備計画の変更 (都市高速道路)</li> <li>● 42. 3 既成市街地整備計画の策定 (流通業務市街地及び流通業務施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 42. 3 近郊緑地保全計画の策定 (武山等10区域)</li> <li>■ 42. 3 近郊整備地帯整備計画の策定 (~45年度) (北多摩等12地区)</li> </ul> </li> <li>● 42. 9 既成市街地整備計画の変更 (都市高速道路)</li> <li>■ 42. 12 都市開発区域整備計画の策定 (42~45年度) (太田・大泉等9区域)</li> </ul> <p>○43. 10 第2次基本計画の策定 (~50年) (全面改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 43. 10 既成市街地整備計画の変更 (都市高速道路)</li> </ul>

首都圏	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 44. 4 近郊緑地保全計画の策定 (円海山・北鎌倉等4区域)</li> <li>■ 44. 8 近郊整備地帯整備計画の策定 (44～50年度) (西多摩等8地区)</li> <li>◎45. 3 広域交通施設整備計画の策定 (44～50年度)</li> <li>● 45. 3 既成市街地整備計画の策定 (44～50年度)</li> <li>▲ 45. 6 近郊緑地保全計画の策定 (行徳)</li> <li>■ 46. 3 都市開発区域整備計画の策定 (46～50年度) (宇都宮等2区域)</li> <li>■ 46. 4 都市開発区域整備計画の策定 (46～50年度) (水戸・日立等14区域)</li>   <li>◎46. 4 広域的な水の供給体系に関する整備計画の策定 (～50年度)</li> <li>▲ 46. 5 近郊緑地保全計画の策定 (剣崎・岩堂山)</li> <li>■ 47. 3 近郊整備地帯整備計画の策定 (46～50年度) (北多摩等13地区)</li> <li>▲ 48. 7 近郊緑地保全計画の策定 (君津等2区域)</li>   <li>50</li> <li>○51. 11 第3次基本計画の策定 (51～60年度)</li> <li>◎52. 3 整備計画の策定 (51～55年度)</li> <li>▲ 52. 10 近郊緑地保全計画の変更 (利根川・菅生沼)</li> <li>◎56. 7 整備計画の策定 (56～60年度)</li>   <li>60</li> <li>○61. 6 第4次基本計画の策定 (おおむね15箇年)</li> <li>◎61. 12 整備計画の策定 (61～平成2年度)</li>   <li>平成</li> <li>◎3. 9 整備計画の策定 (平成3～7年度)</li> <li>◎8. 9 整備計画の策定 (平成8～12年度)</li> <li>○11. 4 第5次基本計画の策定 (平成11～27年度)</li> <li>◎13. 11 整備計画の策定 (平成13～17年度)</li> <li>▲ 17. 9 近郊緑地保全計画の策定 (小網代)</li> <li>☆18. 9 首都圏整備計画の策定 (基本編：～平成27年度、整備編：概ね5年間)</li> <li>▲ 19. 2 近郊緑地保全計画の変更 (円海山・北鎌倉)</li> <li>☆28. 3 首都圏整備計画の改定 (第1部：概ね10年間、第2部：概ね5年間)</li> </ul>

(注) ○基本計画、◎整備計画(全域)、●整備計画(既成市街地)、■整備計画(市街地開発区域、近郊整備地帯、都市開発区域)、▲近郊緑地保全計画、☆首都圏整備計画(平成17年7月の首都圏整備法改正により、基本計画と整備計画を統合し首都圏整備計画に一本化)

	近畿圏	中部圏
昭和		
40	40. 5 第1次基本整備計画（40～55年度）の策定	
	42. 2 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（41～50年度）の策定	43. 6 第1次基本開発整備計画（43～60年度）の策定
	44. 4 近郊整備区域（奈良）の建設計画の変更	44. 12 都市整備区域及び都市開発区域の建設計画（44～60年度）の策定
	45. 6 近郊整備区域（奈良）の建設計画の変更	
	46. 3 都市開発区域（伊賀）の建設計画（45～55年度）の策定並びに近郊整備区域（京都）及び都市開発区域の建設計画の変更	
	46. 7 第2次基本整備計画（46～60年度）の策定（全面改定）及び保全区域整備計画（若狭湾等6区域）（46～55年度）の策定	
	47. 7 保全区域整備計画（越前海岸等5区域）（47～55年度）の策定及び近郊整備区域（奈良）の建設計画の変更	
	47. 12 琵琶湖総合開発計画（47～56年度）の策定	
	48. 6 保全区域整備計画（琵琶湖等9区域）（48～55年度）の策定	48. 2 保全区域整備計画（中部山岳等15区域）（47～60年度）の策定
50	52. 3 近郊整備区域及び都市開発区域（伊賀を除く）建設計画（51～55年度）の策定	
	53. 11 第3次基本整備計画（計画期間はおおむね10箇年）の策定（全面改定）	53. 12 第2次基本開発整備計画（計画期間はおおむね10箇年）の策定（全面改定）
	56. 8 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（56～60年度）の策定	56. 7 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（56～60年度）の変更（全面改定）
	57. 8 琵琶湖総合開発計画（47～平成3年度）の変更	

	近 畿 圏	中 部 圏
60   平成	57. 9 保全区域整備計画（21区域全区域）の策定	57. 9 保全区域整備計画の策定（伊勢志摩等3区域）及び変更（全面改定）（中部山岳等15区域）
	62. 2 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（61～平成2年度）の策定	62. 2 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（61～平成2年度）の策定
	63. 2 第4次基本整備計画（計画期間はおおむね15箇年）の策定（全面改定）	63. 7 第3次基本開発整備計画（計画期間は、おおむね15箇年）の策定（全面改定）
	3. 9 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（平成3～7年度）の策定	3. 9 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（平成3～7年度）の策定
	4. 8 琵琶湖総合開発計画の変更（昭和47～平成8年度）	
	8. 8 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（平成8～12年度）の策定	8. 8 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（平成8～12年度）の策定
	12. 3 第5次基本整備計画（計画期間はおおむね15箇年間）の策定（全面改定）	12. 3 第4次基本開発整備計画（計画期間はおおむね15箇年間）の策定（全面改定）
	13. 10 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（平成13～17年度）の策定	13. 10 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（平成13～17年度）の策定
	18. 7 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（平成18～概ね5年間）の策定	18. 7 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（平成18～概ね5年間）の策定
	28. 3 近畿圏整備計画の改定（第1部：概ね10年間、第2部：概ね5年間）	28. 3 中部圏開発整備計画の改定（第1部：概ね10年間、第2部：概ね5年間）

## 3-8 大都市圏整備計画の概要

### 1. 首都圏整備計画

#### (1) 序説

- ① 首都圏整備計画は、首都圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から、首都圏内の人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項、政策区域の整備に関する根幹的事項を定めるものである。
- ② 対象区域 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の1都7県
- ③ 計画期間 平成28年度から概ね10年間

#### (2) 計画の概要

- ① 首都圏を取り巻く諸状況と課題
  - 首都圏の果たすべき役割
    - ・ 確固たる安全・安心の確立・日本経済を牽引する首都圏
    - ・ 交通ネットワークを活用した面的な対流創出
    - ・ 環境共生型の地域構造や生活様式の創出
  - 首都圏整備の現状と課題
    - ・ 東京圏への一極集中の進行
    - ・ 人口減少・少子化と労働力不足
    - ・ 異次元の高齢化の進展
    - ・ 巨大災害の切迫
    - ・ 国際競争の環境の変化
    - ・ 拡大化し多様化する観光
    - ・ 食料・水・エネルギーの制約・環境問題
    - ・ 劇的な進歩を遂げるICTの積極的な活用
- ② 首都圏の将来像とその実現のための施策
  - 目標とする社会や生活の姿
    - ・ 人材や文化が集まる創造の場の整備
    - ・ 上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切的な「洗練された首都圏」の構築
    - ・ 共生を概念含み、面的な対流が起きている首都圏
  - 目指すべき圏域構造
    - ・ 対流方首都圏の構築
    - ・ 首都圏版「コンパクト+ネットワーク」（「まとまり」と「つながり」）の構築
    - ・ 面的な対流による都市と農山漁村の共生・対流の促進
    - ・ 放射方向と連動した多重リングの形成

③施設の整備計画（計画期間：平成28年度から概ね5年間）

首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、所要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等首都圏整備法第21条第1項第2号及び第3号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めている。（計画期間内に完成見込みであり、代表制が高いと考えられる施設を中心に記載。）

旧基本計画

(第1次) 決	定	昭和33年	7月	4日	
	公	表	昭和33年	7月	4日（首都圏整備委員会告示第2号）
	一	部	昭和37年	8月	15日
	変	更	昭和37年	8月	15日（首都圏整備委員会告示第2号）
(第2次) 全	部	変	昭和43年	10月	2日
	更	更	昭和43年	10月	5日（首都圏整備委員会告示第1号）
(第3次) 決	定	昭和51年	11月	12日	
	公	表	昭和51年	11月	25日（総理府告示第43号）
(第4次) 決	定	昭和61年	6月	5日	
	公	表	昭和61年	6月	24日（総理府告示第12号）
(第5次) 決	定	平成11年	3月	26日	
	公	表	平成11年	4月	7日（総理府告示第22号）

首都圏整備計画

決	定	平成18年	9月	1日	
公	表	平成18年	9月	20日	（国土交通省告示第1103号）
変	更	平成28年	3月	29日	
公	表	平成28年	4月	26日	（国土交通省告示第711号）

《参考》首都圏整備計画（基本計画）の策定経緯

項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画 首都圏整備計画※
策定時期	昭和33年7月	昭和43年10月（第1次計画の全部変更）	昭和51年11月	昭和61年6月	平成11年3月 平成18年9月※
計画期間	目標年 昭和50年	目標年 昭和50年	昭和51年度から昭和60年度	昭和61年度から概ね15か年間	平成27年度まで
策定された背景	経済の復興により人口・産業の東京への集中の対処。 政治・経済・文化の中心としてふさわしい首都圏建設の必要性。	経済の高度成長に伴う社会情勢の変化。 グリーンベルト構想の見直しとこれに伴う近郊整備地帯の指定。	前計画の目標年次が昭和50年。 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化。	自然増を中心とする緩やかな人口増加の定着や国際化、高齢化、情報化、技術革新の進展等の社会変化の大きな流れを踏まえ、21世紀に向けて策定。	成長の時代から成熟の時代への転換期における首都圏をとりまく諸状況の変化と、新しい全総の策定（平成10年3月）を踏まえて策定。
対象地域	東京都心からおおむね半径100kmの範囲	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県
人口規模	対象地域全体ではすう勢人口（昭和50年で2,660万人）。 既成市街地で抑制し、市街地開発区域で吸収。	すう勢型。昭和50年の首都圏全体の人口予測3,310万人。	抑制型。首都圏全体として抑制し、昭和60年で3,800万人。 東京大都市地域は若干の社会減、周辺地域は適度な増加。	自然増を中心とした人口増の基調を踏まえつつ、社会増を縮小させ、首都圏全体として平成12年で4,090万人。	首都圏全体において2011年に4,190万人に達した後減少に転じ、平成27年（2015年）で4,180万人。
地域整備の方向	東京都区部を中心とする既成市街地の周囲にグリーンベルト（近郊地帯）を設定し、既存市街地の膨張を抑制。 市街地開発区域に多数の衛星都市を工業都市として開発し、人口及び産業の増大をここで吸収し定着を図る。	既成市街地については、中枢機能を分担する地域として都市機能を純化する方向で都市空間を再編成。 グリーンベルト（近郊地帯）に代わって、都心から半径50kmの地域を新たに近郊整備地帯として設定し、強い市街化のすう勢に対して、ここで計画的な市街地の展開を図り、緑地空間との調和ある共存を図る。	東京大都市地域については、東京都心への一極依存形態を逐次是正し、地震等の災害に対して、安全性の高い地域構造とするため、地域の中心性を有する核都市の育成に進め核都市等からなる多極構造の広域都市複合体として形成。 周辺地域について、従来の農業及び工業生産機能に加え、社会的、文化的機能の充実を図り、東京大都市地域への	東京大都市圏については、東京都区部とわりわけ都心部への一極依存構造を是正し、業務核都市等を中心に自立都市圏を形成し、多核多圏域型の地域構造として再構築する。 周辺地域については、中核都市等を中心に諸機能の集積を促進するとともに、農山漁村地域等の整備を行い、地域相互の連携の強化と地域の自立性の向上を目指す。	東京中心部への一極依存構造から、首都圏の各地域が、拠点的な都市を中心に自立性が高い地域を形成し、相互の機能分担と連携、交流を行う「分散型ネットワーク構造」を目指す。 首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市、関東北部地域等の中核都市圏を「広域連携拠点」として、育成整備。

※平成17年の首都圏整備法改正に基づき、基本計画と整備計画を首都圏整備計画に統合。  
平成28年3月に国土形成計画（全国計画・広域地方計画）との調和を図り改定。



項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画 首都圏整備計画
向 地 域 整 備 の 方 向 (つづき)		周辺の都市開発区域においては、引き続き衛星都市の開発を推進。	通勤に依存しない大都市近郊外郭地域として形成。		東京都市圏においては、東京中心と近郊地域において適切な役割分担と連携の下、都市機能の再配置を進める。東京中心部では、都心居住等都市空間の再編整備を推進。近郊地域では、拠点間の機能分担と連携・交流により「環状拠点都市群」を形成。
諸機能の展開	東京都区部において、工場、大学等の新増設を制限し、分散困難な産業及び人口に限り増加を考慮。	中枢的機能は首都圏中心部で分担し、物的生産機能・流通機能は広く首都圏全域に展開し、これらと関連させて日常生活機能を適切に配置。	中枢機能についても選択的に分散を図ることとしてその方策を検討するとともに、東京大都市地域内においては、広く多核的に配置。 大学等について、首都圏への集中を極力抑制し、東京都区部から既成市街地以外の地域へ分散。 工業について、首都圏全体として著しい拡大を避け、東京大都市地域からの分散を積極的に推進。	全国的な適正配置を図る観点から、諸機能の選択的分散等を推進。 東京大都市圏においては、業務管理機能、国際交流機能等を多角的に展開。工業、大学等は規模の著しい拡大を避ける。大都市の知識・情報の集積に依存する新しい産業や研究開発機能を展開。 周辺地域においては、工業、農林水産機能の展開のほか、業務管理、国際交流、高等教育機能等の集積の促進。	東京中心部では、都心居住等都市空間の再編整備を推進。近郊地域では、拠点間の機能分担と連携・交流により「環状拠点都市群」を形成。 関東北部・東部、内陸西部地域では、秩序ある土地利用を守りつつ拠点を育成、環状方向に地域の連携を図り「首都圏における大環状連携軸」を形成。
その他の整備		首都圏の地域構造の変革を図るための大規模事業を特記。 (高速道路網、高速鉄道網、大規模住宅市街地、大規模水資源開発)	豊かな地域社会の形成を図ることとする。 地震時の災害への対応を、地域整備上最も基礎的な条件として重視。	交流を推進するための交通通信体系の整備。 東京中心部に存在する一部政府機関の移転再配置を検討・推進。	将来像実現のための施策として ①我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備 ②個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現 ③環境と共生する首都圏の実現 ④安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成 ⑤将来の世代に引き継ぐ資産としての首都圏の創造を提示。
備考	昭和37年8月に人口規模の改訂。(2,820万人)				

## 2. 近畿圏整備計画

### (1) 序説

- ① 近畿圏整備計画（旧：近畿圏基本整備計画）は、近畿圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から今後の近畿圏整備の方向を示すものである。
- ② 対象区域 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府6県
- ③ 計画期間 平成28年度から概ね10年間

### (2) 計画の概要

#### ① 近畿圏を取り巻く諸状況と課題

##### ○近畿圏をめぐる状況と課題

- ・ 本格的な人口減少社会の到来と急激な高齢化の進展
- ・ 近畿圏の相対的地域の低下と東京一極集中からの脱却
- ・ 外国人旅行者の急激な増加
- ・ ポテンシャルをいかし切れていない京阪神大都市圏
- ・ 地方都市の活力低下と農産漁村の集落機能の低下
- ・ 近畿圏を脅かす自然災害リスク
- ・ 社会資本の老朽化
- ・ 近畿圏を巻き込む大きな社会の潮流変化

#### ② 近畿圏の将来像とその実現のための施策

##### ○目指す姿

- ・ アジアのゲートウェイを担い、我が国の成長エンジンとなる圏域
- ・ 日本の歴史・伝統文化が集積し、世界を魅了し続ける圏域
- ・ 快適で豊かに生き生きと暮らせる圏域
- ・ 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域
- ・ 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域

#### ③ 施設の整備計画（計画期間：平成28年度から概ね5年間）

計画期間内に完成見込みであり、代表制が高いと考えられる施設を中心に記載。

(第1次)	決定	昭和40年	5月12日
	公表	昭和40年	5月15日（総理府告示第16号）
	変更	昭和42年	7月29日（一部*追加）
	公表	昭和42年	8月15日（総理府告示第38号）
(第2次)	変更	昭和46年	7月30日（全面改定）
	公表	昭和46年	8月5日（総理府告示第35号）
(第3次)	変更	昭和53年	11月29日（全面改定）
	公表	昭和53年	12月16日（総理府告示第39号）
(第4次)	変更	昭和63年	2月1日（全面改定）

	公 表	昭和63年	2月15日	(総理府告示第7号)
(第5次)	変 更	平成12年	3月30日	(全面改定)
	公 表	平成12年	4月 5日	(総理府告示第22号)
	変 更	平成28年	3月29日	
	公 表	平成28年	4月26日	(国土交通省告示第712号)

※ 昭和42年7月29日(変更)の一部追加とは、第3編の第九 流通業務市街地における流通業務施設を指す。

《参考》近畿圏整備計画の策定経緯(第1次～第5次)

項目	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
策定時期	昭和40年5月	昭和46年7月 (第1次計画の全面変更)	昭和53年11月 (第2次計画の全面変更)	昭和63年2月 (第3次計画の全面変更)	平成12年3月 (第4次計画の全面変更)
計画期間	昭和40年度 ～昭和55年度	昭和46年度 ～昭和60年度	昭和53年度より、 おおむね10年間	昭和62年度より、 おおむね15年間	平成12年度より、 おおむね15年間
策定された背景	○産業・人口の集中に伴う交通難、住宅難等の弊害 ○京阪神地域とそれ以外の地域との経済発展の格差拡大 ○京阪神地域の市街地の無秩序な拡大に伴う広域的な総合調整の必要性	○過密・過疎現象の深刻化 ○社会資本整備の立ち遅れ ○公害問題の顕在化 ○新全国総合開発計画の決定	○人口動向の変化 ○経済成長の鈍化 ○国際化・情報化への対応の立ち遅れ ○第三次全国総合開発計画の決定	○内需中心の安定経済成長への移行 ○価値観の多様化、個性化 ○近畿圏の相対的地位の低下 ○近畿圏の新たな発展に対する機運の盛り上がり ○第四次全国総合開発計画の決定	○大都市の産業活力・中枢性の低下 ○南北近畿の活力の低下 ○防災への意識の高まり ○全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の8府県	同左	同左	同左	同左
人口規模	昭和55年度 : 2180万人 (参考)昭和35年 : 1630万人	昭和60年度 : 2450～2500万人 (参考)昭和45年 : 1969万人	昭和60年度 : 2380万人 (参考)昭和50年 : 2123万人	平成12年度 : 2440万人 (参考)昭和60年 : 2265万人	平成27年度 : 2344万人 (参考)平成7年 : 2330万人
整備の基本方針	人口及び諸資源の適正な配分並びに産業の適正な配置による都市の過密化の防止と地域格差の是正を通じて、近畿圏経済の均衡ある発展と住民福祉の向上を図る。  ①産業の発展 ②産業構造の高度化 ③産業間の所得格差の是正 ④地域格差の是正	計画性ある土地利用を前提として、住民生活の向上と生活環境の改善を図り、地域の特性を最大限に発揮させながら、均衡のとれた圏域としての発展を目指す。  ①生活環境施設の整備 ②文化財及び自然の保護 ③都市機能の充実、新産業への転換 ④交通通信ネットワークの確立	中枢機能の東京一点集中傾向を改革し、首都圏と並ぶ全国的・国際的活動の場であると同時に西日本の経済、教育、文化のセンターとしての機能を担うにふさわしい近畿圏の整備を図る。  ①定住のための総合環境整備 ②一体的な圏域構造づくり ③歴史と風土に根ざした近畿圏の整備 ④自然と人間の諸活動との調和 ⑤国際化・情報化に対応した地域の基盤整備	首都圏と並ぶ独自の全国的、世界的中枢機能を担う圏域整備を進め、創造的で個性あふれる自由な活動が展開される社会の実現を図ることにより、新しい近畿の創生を目指す。  ①多極分散型国土構造の先導 ②国際経済文化圏の形成 ③多核連携型圏域構造の形成 ④活力ある新社会の実現	歴史、学術等の近畿圏の有する優れた諸資源をいかし、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の実現を目指す。  ○目標とする社会や生活の姿 ①強くてしなやかな産業経済圏域の形成 ②内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成 ③文化・学術の中枢圏域の形成 ④歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成 ○目指すべき圏域構造＝多核格子構造の形成

※平成28年3月に国土形成計画（全国計画・広域地方計画）との調和を図り改定。

### 3. 中部圏開発整備計画

#### (1) 序説

- ① 中部圏開発整備計画は、中部圏開発整備法に基づいて、長期的かつ総合的な視点から今後の中部圏の開発整備の方向性を示すものである。
- ② 対象区域 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の9県
- ③ 計画期間 平成28年度から概ね10年間

#### (2) 計画の概要

- ① 中部圏を取り巻く諸状況と課題
  - 中部圏の現状と課題
    - ・ 産業・インフラ、国際交流・観光、災害リスク、環境・エネルギー・土地、地域社会・生活
  - ② 中部圏の将来像とその実現のための施策
    - 中部圏が目標とする社会や生活の姿
      - ・ 国際大交流時代を迎えつつある中で、中部圏は世界に冠たるものづくり技術と品質を最大の熱源に、暮らしやすさや歴史文化などの多様な熱源により、国内外から、ヒト、モノ、カネ、情報を引き付け対流する「世界のものづくり対流拠点」を形成し、スーパー・メガリージョンのセンターを担い、我が国の成長を牽引していく。
      - ・ また、日本海側の優れた地域資源を圏域内の連携により磨きあげることで自立的な発展を図るだけでなく、立地特性を活かして、環日本海諸国を始めとする東アジアや国内外との対流・交流・連携を進めることにより、我が国の持続的な発展を先導する、日本海側における対流・交流の中核圏域としての役割を果たしていく。
- ③ 施設の整備計画（計画期間：平成28年度から概ね5年間）

計画期間内に完成見込みであり、代表制が高いと考えられる施設を中心に記載。

(第1次)	決定	昭和43年	6月26日	
	公表	昭和43年	7月1日	(総理府告示第18号)
(第2次)	変更	昭和53年	12月20日	(全面改定)
	公表	昭和54年	1月17日	(総理府告示第1号)
(第3次)	変更	昭和63年	7月25日	(全面改定)
	公表	昭和63年	7月30日	(総理府告示第19号)
(第4次)	変更	平成12年	3月30日	(全面改定)
	公表	平成12年	4月5日	(総理府告示第23号)
	変更	平成28年	3月29日	
	公表	平成28年	4月26日	(国土交通省告示第713号)

《参考3》中部圏開発整備計画の策定経緯（第1次～第4次）

項目	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
策定期期	昭和43年6月	昭和53年12月 (第1次計画の全面変更)	昭和63年7月 (第2次計画の全面変更)	平成12年3月 (第3次計画の全面変更)
計画期間	昭和43年度から60年度	昭和53年度からおおむね10箇年間	昭和63年度からおおむね15箇年間	平成12年度からおおむね15箇年間
変更された背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>太平洋側地域と内陸地域を含む日本海側地域の一体的発展</li> <li>首都圏、近畿圏への産業、人口の過度集中是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化</li> <li>第三次全国総合開発計画の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部圏の高次の諸機能集積の立ち遅れ</li> <li>第四次全国総合開発計画の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内及び国内外における新たな連携・交流の進展</li> <li>全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定</li> </ul>
対象地域	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の9県	同左	同左	同左
人口規模	昭和60年 2,200万人 (昭和40年 1,650万人)	昭和60年 2,120万人 (昭和50年 1,864万人)	平成12年 2,190万人 (昭和60年 2,019万人)	平成27年 2,162万人 (平成7年 2,116万人)
開発整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域間格差問題、過密問題及び過疎問題に対処する。</li> <li>我が国で屈指の成長力の高い地域にふさわしい産業基盤の整備を促進する。</li> </ul> ①交通通信施設の整備 ②都市と農山漁村との調和のとれた地域社会の形成 ③土地、水資源の計画的開発と合理配分及び観光開発の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用の偏在を是正する。</li> <li>それぞれの地域の社会的、経済的な基盤をいかし、その相互の連帯により圏域の均衡ある発展を図る。</li> </ul> ①一体的な圏域づくり ②自然と調和のとれた人間居住 ③定住のための総合的居住環境の整備 ④地域社会の安定のための産業の振興 ⑤全国的、国際的機能の強化と基盤施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>高次の諸機能を育成し、主体的な地域づくりを推進し、中枢性を向上させる。</li> <li>多様性に富みまとまりのある圏域を形成する。</li> </ul> ①創造性に富む産業と技術の中枢的圏域の形成 ②多様で活発な交流の場の形成 ③自然を生かした美しく安全な圏域の形成 ④豊かで快適な居住環境の形成 ⑤多極連携型圏域構造の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グローバルネットワークの一翼を担う圏域を形成する。</li> </ul> ○目標とする社会や生活の姿 ①世界に開かれた圏域の実現 ②国際的産業・技術の創造圏域の形成 ③「美しい中部圏」の創造 ④誰もが暮らしやすい圏域の実現 ○目指すべき圏域構造＝世界に開かれた多軸連結構造

※平成28年3月に国土形成計画（全国計画・広域地方計画）との調和を図り改定。

## 3-9 近畿圏・中部圏建設計画の概要

### 1. 近畿圏近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画

#### (1) 計画策定の経緯

この計画は、近畿圏整備法に基づいて指定された近郊整備区域（4地区）及び都市開発区域（6区域）ごとに、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づいて府県知事が策定し、国土交通大臣が同意するものであり、近畿圏整備計画（計画期間おおむね15カ年間）に基づき、近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し、区域ごとに整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるものである。

最初の建設計画は、昭和42年2月に策定され、その後、数次の改定及び新規策定が行われた。

今回、平成13年に策定された計画が平成17年度末で期限切れになったことから、新たな建設計画を各府県知事が策定し、国土交通大臣が平成18年7月に同意した。

なお、建設計画の策定は平成23年8月30日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により「義務付け」から「できる」規定となった。

#### (2) 計画の概要

① 平成12年に策定された第5次の「近畿圏整備計画」では、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の実現を目的として、「強くてしなやかな産業経済圏域の形成」や「内外から人々の集う交流・情報発信圏域」などの将来像を描いている。

近畿圏建設計画は、近畿圏を取り巻く諸状況の変化に対応し、また、整備計画を推進していく上で、関係各府県が、今後概ね5年間の各区域内の開発整備に資する基本施策、施設整備について策定するものである。

#### ② 主なプロジェクト

##### ○高規格幹線道路

第二名神高速道路、近畿自動車道紀勢線、近畿自動車道敦賀線、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、中部縦貫自動車道、京奈和自動車道、京都縦貫自動車道、京奈和自動車道の整備等

##### ○北陸新幹線

平成16年の政府・与党申し合わせに基づき、所要の事業を進めるとともに、早期の全線整備に向けた取組を推進

##### ○国際港湾の機能強化

特定重要港湾堺泉北港及び和歌山下津港において、港湾の機能拡大を図るとともに、良好な港湾環境の形成を推進

##### ○関西国際空港（2期事業）

我が国を代表する国際拠点空港として機能強化を図るため、二期事業については、施設整備を2本目の滑走路を共用するために必要不可欠なものに限定し、平成19年限定供用に向けて整備を着実に推進

○国際的な研究開発拠点の形成

近畿リサーチコンプレックスの中核となる関西文化学術研究都市をはじめ、彩都（国際文化公園都市）や播磨科学公園都市等、国際的な研究開発拠点の整備を推進するとともに、近畿各地における学術・産業の拠点との交流・連携を推進

③ 計画の期間

平成 18 年度から概ね 5 年間

④ 各計画の概要等

区域名	計画の概要
京都地区近郊整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二名神高速道路等の広域交通ネットワークの整備・充実（京都縦貫自動車道、第二名神高速道路、京都高速道路、JR山陰本線複線化）</li> <li>・「関西文化学術研究都市」の建設促進（国立国会図書館関西館）</li> <li>・関西文化学術研究都市の諸機能と有機的な連携を踏まえた地域整備の推進</li> <li>・地域の豊かな自然環境や地域文化を活用した地域の活性化・産業振興</li> </ul>
大阪地区近郊整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の活力維持・向上のための広域交流インフラの整備（関西国際空港 2 期事業、第二名神高速道路、阪神高速道路（大和川線、淀川左岸線）、第二京阪道路、大阪外環状線鉄道）</li> <li>・魅力的な住環境の形成</li> <li>・安全の確保と災害に強いまちづくり</li> <li>・既存ストックを有効活用した産業・文化などの都市機能集積</li> </ul>
兵庫地区近郊整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサル社会の構築</li> <li>・地域資源の活用</li> <li>・社会ストックの多様な活用</li> <li>・郊外ニュータウンの再生</li> <li>・災害への対応・減災社会の構築</li> <li>・都市緑化の推進</li> <li>・交流基盤の一層の充実</li> <li>・参画と協働のまちづくりの拡大</li> </ul>
奈良地区近郊整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な交通ネットワークの形成（京奈和自動車道、五條新宮道路、学研都市連絡道路、けいはんな線延伸）</li> <li>・「関西の憩いのオアシス」の形成推進（平城遷都 1300 年記念事業）</li> <li>・安全で快適に暮らせる住み良い生活環境の確保（JR奈良駅周辺地区などの土地区画整理事業）</li> <li>・活力ある奈良をめざした産業振興</li> </ul>
福井敦賀区域都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な交通体系の整備等（北陸新幹線および舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路）</li> <li>・ものづくり、新産業の創出による産業の活性化</li> <li>・「一人ひとりの命が輝く福祉」の実現、災害に強い県土づくり、有事やテロに対する対策の強化等</li> </ul>
琵琶湖東部区域都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な発展を続ける社会の構築</li> <li>・滋賀県の特性を活かした新しい産業の振興</li> <li>・広域的な交流機能を強化（第二名神高速道路、東海道新幹線新駅）</li> <li>・琵琶湖の総合的な保全</li> </ul>
京都中丹区域都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環日本海交流の推進（京都舞鶴港、鳥取豊岡宮津自動車道）</li> <li>・中核的都市圏の形成</li> <li>・国際港湾京都舞鶴港の機能充実</li> <li>・中心市街地の活性化</li> </ul>



区域名	計画の概要
播磨区域都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサル社会の構築</li> <li>新しい科学技術の産業化</li> <li>多自然居住の支援と交流基盤の一層の充実</li> <li>災害への対応・減災社会の構築</li> <li>社会ストックの多様な活用</li> <li>参画と協働のまちづくりの拡大</li> </ul>
和歌山区域都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>「開かれた和歌山」を実現する交通・情報通信ネットワークの形成（近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、第二阪和国道、和歌山下津港、重要港湾日高港）</li> <li>環境と調和した高次都市機能の集積促進と産業の活力創造</li> <li>都市との交流による農山漁村振興と定住の促進</li> <li>歴史文化資源と豊かな自然を活用した観光の振興</li> <li>「最小不安社会」を実現する災害対策と安全・安心なまちづくり</li> </ul>
伊賀区域都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの形成のための基盤整備（名神名阪連絡道路）</li> <li>地域経済を支える産業振興</li> <li>快適なまちづくり</li> <li>安全・安心を実感できる地域社会づくり（川上ダム）</li> <li>訪れたくなる地域づくり</li> <li>環境保全</li> </ul>

⑤建設計画主要フレーム  
人口、公園、上下水道

政策区域名	人口 (千人)		一人当たり公園面積目標値 (㎡/人)		給水人口目標値 (千人)		下水処理区域人口目標値(千人)		
	H17年	H22年	前計画	本計画	前計画	本計画	前計画	本計画	
近郊整備区域	京都地区	1,376	1,373	—	—	1,386	1,373	1,372	1,353
	大阪地区	5,802	5,737	—	—	—	—	—	—
	兵庫地区	1,954	1,987	—	—	1,967	—	1,910	—
	奈良地区	1,281	1,268	14.2 *1	12.0 *1	99.3% *2	99.4% *2	—	75.2% *2
都市開発区域	福井敦賀区域	625	625	—	—	—	—	—	—
	琵琶湖東部区域	1,160	1,202	12	9.5	1,232	—	900	1,100
	京都中丹区域	219	212	—	—	222	212	140	168
	播磨区域	1,746	1,727	—	—	1,810	—	1,540	—
	和歌山区域	761	減少推計	8	—	—	—	162.5	—
	伊賀区域	169	169	—	—	198	—	23.9	29.4

\*1 政策区域外を一部含む。

\*2 水道又は下水道普及率

## 2. 中部圏都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画

### (1) 計画策定の経緯

この計画は、中部圏開発整備法に基づいて指定された都市整備区域（1区域）及び都市開発区域（13区域）ごとに、「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律」に基づいて県知事が策定し、国土交通大臣が同意するものであり、中部圏開発整備計画（計画期間おおむね15カ年間）に基づき、都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し、区域毎に整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるものである（全14計画）。

最初の建設計画は、昭和44年12月に策定され、その後、昭和56年7月に全面改定された。さらに、昭和62年2月、平成3年9月、平成8年8月、平成13年10月に新たな建設計画が策定されている。

今回、平成13年に策定された計画が平成17年度末で期限切れになったことから、平成12年3月に策定された第4次の中中部圏開発整備計画に基づき、新たな建設計画を各県知事が策定し、国土交通大臣が平成18年7月に同意した。

なお、建設計画の策定は平成23年8月30日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により「義務付け」から「できる」規定となった。

### (2) 計画の概要

① 中部圏建設計画は、中部圏内の依然として十分とはいえない、日本海側と名古屋大都市地域との連携や、首都圏・近畿圏に依存している国際交流機能の強化、産業経済のグローバル化に対応した産業技術の一層の高度化等の課題に対応し、また、開発整備計画を推進していく上で、関係各県が、今後おおむね5年間の各区域内の開発整備に関する基本施策、施設整備について策定するものである。

#### ② 主なプロジェクト

- 空港、港湾を核とした地域間ネットワークの強化等により圏域全体として潜在力を発揮
  - ・ 東海北陸自動車道、第二東名高速道路、第二名神高速道路、東海環状自動車道、近畿自動車道敦賀線、中部縦貫自動車道、中部横断自動車道、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道、名古屋環状2号線などの高規格幹線道路の整備推進等
  - ・ 北陸新幹線の整備推進等
  - ・ 静岡空港（平成21年6月開港）の整備推進等
  - ・ 特定重要港湾伏木富山港、清水港の整備推進等
- 国際競争力の強化、国際交流の活発化に対応した名古屋大都市地域の拠点性向上
  - ・ 指定特定重要港湾名古屋港、四日市港の整備推進等

③ 計画の期間

平成 18 年度からおおむね 5 年間

④ 各計画の概要

区域名	計画の概要
都市整備区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な分野での国際的な交流拠点づくり（産業労働センター（仮称）、ささしまライブ 24 地区）</li> <li>・ 環境先進圏域の形成</li> <li>・ モノづくり産業の国際競争力の強化（名古屋港、四日市港、第二東名、第二名神高速道路、名古屋環状 2 号線、東海環状自動車道）</li> <li>・ 安心・安全を実感できる地域社会の形成</li> </ul>
富山・高岡区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三大都市圏や環日本海地域等と連携する広域高速交通体系の整備（北陸新幹線、東海北陸自動車道、伏木富山港、富山空港）</li> <li>・ 定住の促進、交流人口の増加を図る都市基盤等まちづくりの推進</li> <li>・ 知恵と技術が活きる産業づくり</li> <li>・ 国際環境協力の推進等環境保全</li> </ul>
金沢・小松区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な連携・交流を支える交通・情報通信基盤の整備（北陸新幹線、小松空港、金沢港）</li> <li>・ 世界に開かれた地域づくりと国際観光コンベンション都市づくり</li> <li>・ 文化を活かした環日本海中核地域の形成（金沢城公園）</li> <li>・ 安全、安心で活力と魅力ある地域づくりの推進</li> <li>・ 豊かな暮らしを支える産業社会の形成</li> </ul>
福井・坂井区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な交通体系の整備（北陸新幹線、近畿自動車道敦賀線、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路、国道 8 号）</li> <li>・ ものづくり、新産業の創出による産業の活性化</li> <li>・ 「一人ひとりの命が輝く福祉」の実現、災害に強い県土づくり、有事、テロ対策の強化等（陽子線がん治療施設、足羽川激甚災害対策事業）</li> </ul>
長野・上田区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通、広域観光ネットワークの形成、情報・通信基盤整備による様々な交流の拡大（北陸新幹線、関越自動車道上越線）</li> <li>・ 自然と人、人と人との共生を目指した快適な生活環境の整備</li> <li>・ 地域の活力の創造</li> </ul>
伊那谷区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通ネットワークの形成、情報通信基盤の整備等による様々な交流の拡大と魅力ある観光レクリエーションゾーンの形成（三遠南信自動車道、伊那木曾連絡道路）</li> <li>・ 自然と人、人と人との共生を目指した快適な生活環境の整備</li> <li>・ 地域の活力の創造</li> </ul>
岐阜区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中部圏との連携を重視した産業振興（ソフトピアジャパン、テクノプラザ）</li> <li>・ 「美濃路」の観光振興</li> <li>・ 都市機能集約等による、にぎわいと潤いのあるまちづくり</li> <li>・ 交通ネットワークの整備（東海環状自動車道）</li> </ul>
高山区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史、文化を生かした観光・交流都市づくり</li> <li>・ 地場産業の高付加価値化、ブランド化</li> <li>・ 飛騨地域の玄関口としての都市整備</li> <li>・ 交通ネットワークの整備</li> </ul>

区域名	計画の概要
東駿河湾区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県東の玄関口にふさわしい 100 万人都市圏の形成（沼津駅周辺総合整備事業）</li> <li>・ 新たな産業の創出、既存産業の高度化</li> <li>・ 世界に誇れる環境の保全と美しい景観の形成・活用</li> <li>・ 交通・情報ネットワークの構築（第二東名高速道路、伊豆縦貫自動車道、田子の浦港、沼津港）</li> </ul>
西駿河湾区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県都にふさわしい高次都市機能の強化、新たな玄関口となる空港周辺地域の都市基盤の充実</li> <li>・ 新たな時代を拓く活力ある産業の育成</li> <li>・ 優れた自然を保全・活用するための流域連携の促進</li> <li>・ 交通・情報ネットワークの構築（静岡空港、第二東名高速道路、中部横断自動車道、清水港、御前崎港）</li> </ul>
遠州区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界に誇るものづくりと文化の融合した地域をめざした、都市機能の充実強化（浜北新都市、掛川市新エコポリス工業団地）</li> <li>・ 世界に誇る先端技術産業の集積推進</li> <li>・ 環境の保全及び花と緑があふれる地域づくりの推進</li> <li>・ 交通・情報ネットワークの構築（第二東名高速道路、三遠南信自動車道）</li> </ul>
東三河区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三河港を核とする広域物流ネットワークの形成（三河港、第二東名高速道路、三遠南信自動車道、名豊道路）</li> <li>・ 潜在的な発展可能性を活かした地域産業の活性化</li> <li>・ 暮らしやすさを実感できる地域社会の形成（豊川用水二期事業）</li> </ul>
伊勢区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワーク形成のための基盤整備（第二名神高速道路、国道 23 号中勢バイパス、国道 42 号松坂多気バイパス）</li> <li>・ 地域経済を支える戦略的な産業振興</li> <li>・ 景観の保全、観光客が訪れたい地域づくり</li> <li>・ 中枢機能を担うにふさわしい快適なまちづくり</li> <li>・ 伊勢湾再生、ゴミゼロ社会の実現など環境保全</li> <li>・ 安全、安心を実感できる地域社会づくり</li> </ul>
琵琶湖東北部区域 都市開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な発展を続ける社会の構築、広域的な交流機能の強化</li> <li>・ 特性を活かした新しい産業の振興</li> <li>・ 琵琶湖の総合的な保全</li> </ul>

注) 括弧書きは関連する主な事業であり、(仮称)は計画策定時(平成18年10月)のものである。

⑤建設計画主要フレーム

人口、公園、上下水道

政策区域名		人口 (千人)		一人当たり公園 面積目標値 (㎡/人)		給水人口目標値 (千人)		下水処理区域内 人口目標値 (千人)	
		H17年	H22年	前回計画	本計画	前回計画	本計画	前回計画	本計画
都市整備区域		6,934	6,972	8	-	6,904	-	4,435	5,137
都 市 開 発 区 域	富山・高岡区域	714	708	-	-	705	-	562	620
	金沢・小松区域	850	851	-	-	(99%)	(99.9%)	721	743
	福井・坂井区域	393	389	-	-	-	-	-	-
	長野・上田区域	657	減少	-	-	-	-	-	-
	伊那谷区域	209	減少	-	-	-	-	-	-
	岐阜区域	1,771	1,748	-	-	1,831	-	667	-
	高山区域	66	66	-	-	-	-	62	-
	東駿河湾区域	1,021	1,009	(676ha)	(699ha)	1,035	-	502	573
	西駿河湾区域	1,151	1,125	(694ha)	(794ha)	1,212	-	635	654
	遠州区域	1,265	1,280	(1,071ha)	(1,322ha)	1,293	-	736	869
	東三河区域	738	741	10	10	751	-	482	528
	伊勢区域	714	712	-	-	896	-	309	435.9
	琵琶湖東北部 区域	255	260	12	9.5	273	-	171	214

注) 東駿河湾、西駿河湾、遠州区域の公園面積目標値は、都市計画区域内の都市公園面積についての各計画期間内での目標値である。また、金沢・小松区域の給水人口値は各計画期間内の普及率の目標値である。